

年表(業界編)

年代	月	事項
昭和20年(1945年)	12月	日本ベアリング協会設立
昭和21年(1946年)	4月	すべての統制会解散
	7月	軍放出ベアリング等を購入し、ユーザーに売却するため軸受処理協議会を設立
	8月	ベアリング主要32工場、賠償工場に指定される
昭和23年(1948年)	7月	日本ベアリング協会、閉鎖機関令の適用を受け解散
	7月	公正取引委員会の承認を受けベアリング協会設立
昭和24年(1949年)	12月	輸出品取締法第3条輸出品として、①推力玉軸受、ころ軸受、ころ及び鋼球 ②ラジアル玉軸受が指定
	12月	ベアリング及び同部分品は輸出貿易管理令による要承認品目となる(ココム物資)
昭和25年(1950年)	6月	輸出品取締法第4条輸出品として、①鋼球 ②推力玉軸受、ころ軸受及びころ ③ラジアル玉軸受が指定
昭和26年(1951年)	4月	「関税定率の一部を改正する法律」に基づく「重要機械類の輸入税を免除する政令」施行
	9月	輸出品取締法第7条の2に軸受が指定され、かつ被登録者の登録基準が公示される
昭和27年(1952年)	5月	産業合理化促進法制定
	6月	自動車部品等生産施設合理化補助金交付規程施行
	11月	日本軸受輸出検査株式会社設立
昭和28年(1953年)	7月	ベアリング協会、日本ベアリング協会と改称
昭和30年(1955年)	11月	ベアリングメーカー5社による独禁法に基づく合理化カルテル(軸受の生産品種の制限)が公正取引委員会によって認可される(第6次まで実施)(期間:昭和31年7月~41年9月)
昭和31年(1956年)	4月	ベアリングメーカー5社が輸出入取引法に基づき「軸受の輸出に関わる国内取引に関する価格協定」(いわゆるチェックプライス制)を締結、実施機関として、軸受輸出協力会設立
昭和32年(1957年)	6月	日本軸受輸出検査株式会社、輸出取締法全面改正による輸出検査法の制定に伴い改組し、(財)日本軸受検査協会を設立
昭和33年(1958年)	8月	日本ベアリング貿易株式会社設立
	9月	日本ベアリング協会、機関誌「軸受月報」(現「ベアリング」)創刊
昭和34年(1959年)	8月	日本ベアリング貿易株式会社解散
	11月	機械工業振興臨時措置法(第一次機振法)に基づく軸受製造業合理化基本計画策定
昭和35年(1960年)	1月	軸受輸出協力会、発展的に改組し、日本ベアリング輸出協議会を設立
	9月	通商産業省、ベアリングを含む275品目の輸入自由化を発表
昭和36年(1961年)	5月	日本ベアリング協会、第8回ISO/TC4本会議トリノ大会に初参加
	8月	第二次機振法(第一次機振法の改正・延長)に基づく玉軸受及びころ軸受振興基本計画策定
昭和38年(1963年)	5月	日本ベアリング協会、第9回ISO/TC4本会議ロンドン大会参加
	10月	日本ベアリング協会、日本ベアリング工業会に改組
	11月	日本ベアリング業界首脳、フランクフルトにおいてSKF社首脳と情報を交換
昭和39年(1964年)	10月	AFBMA(米国ベアリング工業会)1962年通商拡大法232条「国防条項」に基づき緊急計画局(OEP)に提訴(第1次OEP問題)
	11月	日本ベアリング工業会、在米ウィリアム・タナカ弁護士と顧問契約締結
昭和40年(1965年)	1月	日本ベアリング工業会、需要予測研究会報告書作成
	3月	ISO規格に準拠した新JIS制定
	5月	日本ベアリング工業会、第10回ISO/TC4本会議ハーグ大会参加
	6月	経団連ミッションが訪仏の際、日本製ベアリングの安値輸出が問題になる

昭和41年 (1966年)	7月	(財)機械振興協会、「日本の軸受工業の発展過程」(日本ベアリング工業会調査研究)発行
	8月	仏ベアリング業界は仏政府に日本製ボールベアリング輸入に対するセーフガード発動を要請
	8月	日米加ベアリング業界首脳会談をバンクーバーで開催(第1回)
	4月	大手4社首脳はフランス及びドイツにおいて現地主要メーカー代表と情報を交換(第1回)
	5月	輸出貿易管理令による取引系列規制に呼応し、国内取引系列及びブランドの登録の規定を追加(規制は同年11月より実施)
	5月	豪州のSKF系ボールベアリングメーカーUnited Bearing Company(UBCO)が政府に日本製ボールベアリングの輸入規制陳情
	8月	第3次機振法(第二次機振法の改正・延長)に基づく軸受製造業振興基本計画策定
	10月	独禁法に基づく自主合理化カルテルを第3次機振法に基づく指示合理カルテルに切替え
	10月	日本ベアリング工業会、機械振興会館に事務所を移転
	11月	AFBMA(米国ベアリング工業会)は昭和39年10月にOEPに提出した対日小型ボールベアリングに対する輸入制限申請をその後の経営改善に伴い取り下げ
昭和42年 (1967年)	4月	日本ベアリング工業会、PRパンフレット「日本のベアリング」発行
	5月	アメリカ及びカナダのベアリング業界首脳が来日、大手4社首脳と会談(第2回)
	10月	日米加のベアリング業界首脳会談をカナダのモントリオールで開催(第3回)
	10月	日本ベアリング工業会、第11回ISO/TC4本会議ブタペスト大会参加
	10月	米国のリビコフ上院議員はベアリングの国別輸入数量制限法案を提出
昭和43年 (1968年)	11月	日英ベアリング業界首脳会談をロンドン郊外で開催(第1回)
	5月	日英ベアリング業界首脳会談を東京で開催(第2回)
	7月	指示カルテルに基づく共同販売機関として日本ベアリングサービス(株)(JBS)設立
昭和44年 (1969年)	1月	ミニチュア及びインストルメントベアリングにつき、AFBMAより国防条項提訴(第2次OEP問題)
	10月	日本ベアリング工業会、第12回ISO/TC4本会議を日本(東京)で初開催
昭和45年 (1970年)	2月	AFBMAの提訴により、日本製ミニチュア及びインストルメントベアリングのアンチダンピング調査開始(日本側の値上げ約束により昭和46年4月に手続き中止)
	7月	米国ティムケン社の提訴により、テーパローラーベアリングの対日アンチダンピング調査開始(昭和46年7月にシロの決定)
	9月	ベアリング工業につき資本自由化を実施
昭和46年 (1971年)	4月	特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法(機電法)に基づく玉軸受及びころ軸受製造業高度化計画を策定、指示カルテル継続
	4月	昭和45年2月に開始された米国の日本製ミニチュア及びインストルメントベアリングに対するアンチダンピング調査 日本側の値上げ約束により手続き中止
	4月	日英ベアリング業界首脳会合をロンドンで開催(第3回)
	4月	昭和45年7月に開始された米国の日本製テーパローラーベアリングに対するアンチダンピング調査はシロ
	4月	昭和44年1月にAFBMAにより提訴された対日特定ボールベアリングに対する国防条項提訴に関し、OEPは国内企業の経営悪化は需要減退のため、輸入が原因でないとの決定を下した。同時に、米国国防総省は外径30ミリ以下のボールベアリングの米加品優先買い付けを国防調達機関に指令(官報告示)
	7月	昭和45年7月にティムケン社により提訴されたテーパローラーベアリングの対日アンチダンピング調査はシロ
	7月	昭和45年7月にティムケン社により提訴されたテーパローラーベアリングの対日アンチダンピング調査はシロ
昭和47年 (1972年)	2月	日英、日仏ベアリング業界首脳会談をロンドン及びパリにおいてそれぞれ開催(第4回、第2回)
	5月	日本ベアリング工業会、第13回ISO/TC4本会議パリ大会参加
	5月	日本ベアリング工業会、欧州事務所を西ドイツ・デュッセルドルフ市に開設
	6月	日英、日仏、日独ベアリング業界首脳会談をそれぞれ、ロンドン、パリ及びフランクフルトにおいて開催(第5回、第3回、第2回)
	8月	日英ベアリング業界首脳会談をロンドンにおいて開催(第6回)
	12月	輸出貿易管理令に基づく連合王国向け先着順輸出重量規制実施。併せて輸出入取引法に基づき輸出重量配分協定締結、協定者24社

昭和48年 (1973年)	12月	日本ベアリング工業会欧州事務所閉鎖
	1月	AFBMAの提訴に基づき、ボールベアリングにつき、1962年通商拡大法第201条(エスケープクローズ)調
	4月	日本ベアリング工業会「球面滑り軸受の標準化のための調査」実施
	11月	EC委員会通商総局は日仏業界会談のEC独禁法抵触を公表、日仏両業界は以後の会談打ち切りを表明
昭和49年 (1974年)	12月	ティムケン社の提訴に基づき、日本製インチサイズテーパーローラーベアリングにつきアンチダンピング調査
	12月	EC委員会競争総局は、昭和47年に行った日仏業界会談を国際価格カルテルとして日仏関係者を告発、日本ベアリング工業会、在ブラッセルBael弁護士に弁護を委嘱
	5月	米国はエスケープクローズ関税実施、関税率20%(従来は従課税7.5%プラス重量税ボンド当り1.7セント)その後、段階的に税率が引き下げられ、昭和53年4月に終了
	10月	日本ベアリング工業会、第14回ISO/TC4本会議マイアミビーチ大会参加
	12月	日本ベアリング工業会、「転がり軸受の歴史」抜刷り、発刊
昭和50年 (1975年)	12月	AFBMAの提訴に基づき、日本製ボールベアリングにつきアンチダンピング調査開始。翌年9月、ダンピング
	12月	EC委員会は日仏業界間に協定があったと認定したが、両当事者の協定に拘束されていないとの公式宣言により破棄命令は出さない、また昭和47年10月のEC委員会通達以前に起こったこととして届出なしも不問とし
	3月	豪州UBCO社の生産型番(ボールベアリング)について関税割当実施(50年3月～51年2月、対日割当200万個)日本側4社は輸出入取引法第5条の3に基づく豪州向け輸出協定を実施
	11月	(財)機械振興協会経済研究所、「軸受の需要構造分析」発行
昭和51年 (1976年)	1月	日英ベアリング業界首脳会談をロンドンにおいて開催(第7回)
	8月	日英ベアリング業界首脳会談を東京において開催(第8回)
昭和52年 (1977年)	8月	米国のテーパーローラーベアリングに関するアンチダンピング調査についてダンピングありの最終決定。以後毎年年初見直し調査を実施
	10月	欧州主要4カ国のベアリング工業会は欧州ベアリング産業連盟FEBMA(Federation of the European Bearing Manufacturers' Associations)を結成
	10月	日本ベアリング工業会会長がデュッセルドルフにおける共同記者会見で日本ベアリング産業の姿勢をPR
	11月	EC委員会は、FEBMAの要請に基づき、日本製ボールベアリング及びテーパーローラーベアリングにつきアンチダンピング調査開始(第1次)
	2月	EC委員会、日本製ベアリングに暫定関税賦課(第1次)
	4月	日本ベアリング工業会、第15回ISO/TC4モスクワ大会参加
	8月	EC委員会は、昭和51年11月に開始した日本製ボールベアリング及びテーパーローラーベアリングに対するアンチダンピング調査の最終クロ決定を官報告示(第1次)(暫定関税徴収、ダンピング税15%の確定、ただしアンダーテーキングが遵守されている限りダンピング税の徴収は留保)
昭和53年 (1978年)	9月	日本各社はそれぞれアンダーテーキングを提出したにもかかわらずEC委員会がダンピング認定並びに暫定関税を賦課することを不当として、EC委員会を欧州裁判所に提訴(昭和54年3月欧州裁判所は日本側勝訴)
	10月	EC委員会はFEBMAの提訴に基づき日本製ベアリングユニットに対するアンチダンピング調査開始
	4月	日本ベアリング工業会、中核技術「大形転がり軸受の総合評価システムに関する研究試作」実施
	5月	(財)機械振興協会経済研究所、「ベアリング原単位実態調査」発刊
	6月	ベアリングユニットにつき日本側メーカーのアンダーテーキング案をEC委員会が受諾し調査手続終結、官報
	12月	特定機械情報産業振興臨時措置法(機情法)に基づく玉軸受及びころ軸受製造業高度化計画を策定、指示カ
昭和54年 (1979年)	3月	欧州裁判所は、アンダーテーキング実行中におけるEC委員会のダンピング認定を不当とした日本側各社の提訴につき肯定的判決
	9月	アンダーテーキング実行中にもかかわらずEC委員会はFEBMAの提訴に基づき日本製及びポーランド、ルーマニア、ソ連製のボールベアリング及びテーパーローラーベアリングにつきアンチダンピング調査を開始
	10月	日本ベアリング工業会、第16回ISO/TC4本会議ロンドン大会参加
	12月	日本ベアリング工業会、社団法人に改組
昭和55年 (1980年)	4月	(社)日本ベアリング工業会、「工業標準見直し調査」実施
	5月	(社)日本ベアリング工業会、「やさしいベアリングの知識」発刊

昭和56年 (1981年)	4月	(社)日本ベアリング工業会、「先端技術動向調査」実施
	5月	(社)日本ベアリング工業会、「日本のベアリング産業」の英・独・仏語版PRパンフレット発行
	6月	EC委員会は昭和54年9月に開始したアンチダンピング調査(第2次)に関し、日本側メーカーの為替条項を追加したアンダーテーキング修正案を受諾し、手続き終結
昭和57年 (1982年)	3月	輸出取引法に基づく価格協定廃止
	5月	日本ベアリング輸出協議会解散
	8月	(社)日本ベアリング工業会、「やさしいベアリングの取扱い」発刊
昭和58年 (1983年)	2月	アメリカ商務省、ブレンコ社の提訴に基づき日本、西ドイツ及びイタリアよりの鉄道貨車用ジャーナルベアリングにつき、アンチダンピング調査開始
	5月	(社)日本ベアリング工業会、第17回ISO/TC4本会議ブタペスト大会参加
	7月	EC委員会、日本4社とのボールベアリングに関するアンダーテーキングの見直し調査開始
	7月	EC委員会、FEBMAの要請に基づき、シンガポール製及び日本製外径30ミリ未満のボールベアリングにつきアンチダンピング調査を開始する旨、官報告示
昭和59年 (1984年)	3月	機情法に基づく指示カルテル終了、日本ベアリングサービス(株)は営業行為を終結し同年5月末解散
	3月	米国国際貿易委員会(ITC)、昭和58年2月に開始した日本及びイタリアからのジャーナルベアリングのアンチダンピング調査につき輸入による被害なしの最終結果を発表、調査は終結
	4月	(財)機械振興協会経済研究所、「ベアリング原単位実態調査Ⅱ」発刊
	4月	EC委員会、対日ボールベアリング及びテーパローラーベアリングに対するアンチダンピング調査開始(第3
	6月	ITC、1930年関税法第332条に基づき米国ベアリング産業の競争力調査を開始、メーカー及びインポーターに意見の照会があり、在米タナカ弁護士は(社)日本ベアリング工業会の代理人として意見を提出
昭和60年 (1985年)	7月	EC委員会は昭和58年7月に開始した日本及びシンガポール製ボールベアリングに対するアンチダンピング調査につきクロの最終結果を官報告示、日本側関係各社は、マージン算定方法やアンダーテーキング中であったことなどを理由に欧州裁判所に提訴したが敗訴
	6月	機情法は期限満了
	6月	EC委員会、昭和59年4月に開始した対日ボールベアリング及びテーパローラーベアリングに対するアンチダンピング調査につきクロの最終結果を官報告示、アンダーテーキング撤回(第3次)
昭和61年 (1986年)	1月	ベアリング輸入関税引き下げ(ボールベアリング及びローラーベアリング4.8%に引き下げ、ベアリングユニットは3.4%に引き下げられ、同年4月より無税)
	4月	(社)日本ベアリング工業会、第18回ISO/TC4本会議杭州大会参加
昭和62年 (1987年)	8月	米国商務省、1962年通商拡大法第232条(国防条項)に基づき輸入による影響について調査開始 (社)日本ベアリング工業会、在米タナカ弁護士を代理人として同年10月商務省宛意見提出
昭和63年 (1988年)	3月	米国トリントン社、日本を含めた9カ国から輸入されるすべてのベアリング(テーパローラーベアリングを除く)を対象にアンチダンピング提訴
	5月	(社)日本ベアリング工業会、在米タナカ弁護士を代理人として米国トリントン社の提訴に対して意見提出
平成元年 (1989年)	5月	米国はボールベアリング等のアンチフリクションベアリングに対して、アンチダンピング税を賦課
平成2年 (1990年)	7月	FEBMAシェーファー会長来日、(社)日本ベアリング工業会会長と会談
平成3年 (1991年)	3月	輸出貿易管理令に基づくベアリング輸出取引上の系列規制を廃止
	5月	(社)日本ベアリング工業会、オゾン層保護対策委員会を設置
	10月	(社)日本ベアリング工業会、第19回ISO/TC4本会議ベルリン大会参加
平成4年 (1992年)	5月	(社)日本ベアリング工業会、「日本のベアリング産業」の英語版PRパンフレットを作成し、海外ユーザー・政府関係者等へ配布
	5月	ラジアル玉軸受が輸出検査品目令がら削除され、すべての軸受が検査対象外となった。これに伴い(財)日本軸受検査協会は事業案内を変更
平成5年 (1993年)	1月	FAGシェーファー会長、SKFサリーン社長などが(社)日本ベアリング工業会を表敬訪問し、WBS統計の作成について工業会会長、政策委員と会談
	3月	(社)日本ベアリング工業会会長などがウイーンにてFEBMA首脳と会談

	9月	第1回世界ベアリング統計(WBS)専門家会議、フランクフルトで開催
	11月	第1回WBS三極業界首脳会議、米国キーラーゴで開催
	12月	(社)日本ベアリング工業会流通専門委員会は「軸受の国際流通専門委員会は「軸受の国際流通形態比較調査報告書」をとりまとめる。
	12月	(社)日本ベアリング工業会、製造物責任法(PL法)対策委員会発足
平成6年 (1994年)	4月	第2回WBS専門家会議、サンフランシスコで開催
	12月	第3回WBS専門家会議、京都で開催
平成7年 (1995年)	1月	世界貿易機関(WTO)発足
	4月	第4回WBS専門家会議、フランクフルトで開催
	10月	(社)日本ベアリング工業会、第20回ISO/TC4本会議を横浜で開催
	11月	第5回WBS専門家会議、サンフランシスコで開催
平成8年 (1996年)	10月	(社)日本ベアリング工業会製造物責任法対策委員会は「ベアリングの誤使用事例集」を発行
	12月	第6回WBS専門家会議、東京で開催
平成9年 (1997年)	3月	第1回日欧ベアリング工業会首脳会談、東京で開催
	5月	EUにおけるアンチダンピング措置がすべて終了
	6月	第7回WBS専門家会議をフランクフルトで開催、合意されたカテゴリーすべてについて統計交換を実現
	9月	(社)日本ベアリング工業会、地球環境対策委員会発足
	10月	第8回WBS専門家会議をワシントンで開催
	11月	(社)日本ベアリング工業会軸受産業の今後のあり方研究会は「わが国産業のグローバル化と軸受企業の経営のあり方」をとりまとめる
平成10年 (1998年)	7月	第2回日欧ベアリング工業会首脳会談をブラッセルで開催
	11月	(社)日本ベアリング工業会地球環境対策委員会は「ベアリング工業における環境自主行動計画」をとりまとめる
平成11年 (1999年)	3月	第2回WBS三極業界首脳会議を京都で開催
	4月	米国は、WTOと整合性のある新たなアンチダンピング規則に基づき、ベアリングについての見直し(サンセットレビュー)を開始
	5月	(社)日本ベアリング工業会、第21回ISO/TC4本会議ウィーン大会参加
平成12年 (2000年)	3月	第3回WBS三極業界首脳会議をパリで開催
	7月	米国のサンセットレビュー調査の結果、ボールベアリング以外の品目についてアンチダンピング課税を撤廃(1月に遡及して実施)
	11月	(社)日本ベアリング工業会、不正商品対策第1次ミッションを中国に派遣
	12月	(社)日本ベアリング工業会、ホームページを開設
平成13年 (2001年)	3月	(社)日本ベアリング工業会地球環境対策委員会は「環境面から見た転がり軸受の産業界への貢献」をとりま
	5月	第4回WBS三極業界首脳会議をワシントンで開催
平成14年 (2002年)	1月	第9回WBS専門家会議を東京で開催
	3月	(社)日本ベアリング工業会、不正商品対策第2次ミッションを中国に派遣
	3月	(社)日本ベアリング工業会、英語版ホームページを開設
	4月	第5回WBS三極業界首脳会議を東京で開催
	9月	(社)日本ベアリング工業会、海外生産統計の作成を開始
平成15年 (2003年)	1月	バード修正法(米国ダンピング税分配法)、米国のWTO協定違反が確定
	2月	第10回WBS専門家会議をアテネで開催
	3月	(社)日本ベアリング工業会、不正商品対策第3次ミッションを中国に派遣
	3月	(社)日本ベアリング工業会地球環境対策委員会は「転がり軸受のLCA解析」をとりまとめる

平成16年 (2004年)	6月	(社)日本ベアリング工業会、第22回ISO/TC4本会議ストックホルム大会参加
	10月	(社)日本ベアリング工業会、創立40周年(前身となったベアリング協会からは55周年、昭和54年12月社団)
	12月	(社)日本ベアリング工業会、不正商品対策第4次ミッションを中国に派遣
	1月	ベアリング業界(玉軸受・ころ軸受製造業)、中小企業信用保険法の特定業種に指定(平成16年1月～6月)
	3月	(社)日本ベアリング工業会、第11回WBS専門家会議をフランクフルトで開催
	5月	第6回WBS三極業界首脳会議をローマで開催
	10月	(社)日本ベアリング工業会、不正商品対策第5次ミッションを中国に派遣(中国税関に研修)
平成17年 (2005年)	11月	米国ゼロイング慣行について、政府は米国に対しWTO提訴
	2月	米国ゼロイング慣行について、WTOにてパネル設置
	6月	米国の玉軸受についての第2回サンセットレビュー開始
	9月	第7回WBS三極業界首脳会議をサンフランシスコで開催
	9月	(社)日本ベアリング工業会、不正商品対策委員会のアセアン分科会、タイにミッションを派遣
	9月	日本政府により、米国のバード修正条項に対する対抗措置を発動
平成18年 (2006年)	12月	米国のバード修正条項の廃止を含む法案を上院で可決
	2月	バード修正条項の廃止を含む法案下院で可決し、ブッシュ大統領が署名し成立(平成19年9月までに通関された貨物に対して徴収されるAD税については、なお配分が行われる。)
	7月	(社)日本ベアリング工業会、不正商品対策第6次ミッションを中国に派遣
	7月	(社)日本ベアリング工業会、不正商品対策委員会のアセアン分科会、タイ税関職員に対するセミナーを開催
	8月	米国の玉軸受についての第2回サンセットレビューについて、ITC(米国国際貿易委員会)は、AD税継続を決める
	9月	日本政府は、米国バード修正条項に対する対抗措置、1年間延長
	9月	WBA(World Bearing Association)第1回京都設立総会開催
	9月	米国のゼロイングがWTO協定違反であると認定したWTO紛争解決機関(DSB)勧告が採択
平成19年 (2007年)	5月	WBA(World Bearing Association)第1回偽造品問題アドホック委員会開催
	5月	WBA(World Bearing Association)第1回環境問題アドホック委員会開催
	6月	(社)日本ベアリング工業会、第23回ISO/TC4本会議/パリ大会に参加
	9月	日本政府は、米国バード修正条項に対する対抗措置、1年間延長
	9月	第2回WBA(World Bearing Association)ミュンヘン総会開催
	11月	(社)日本ベアリング工業会、不正商品対策第7次ミッションを中国に派遣(TSBへの研修)
	12月	WBA(World Bearing Association)首脳電話会議開催
平成20年 (2008年)	12月	米国のゼロイング履行期限(12月24日)が到来したが未履行
	1月	米国のゼロイング未履行に対する対抗措置の承認申請、仲裁へ付託。 米国の「履行済み」表明。これにより仲裁の一旦停止。
	4月	WBA(World Bearing Association)首脳電話会議開催
	5月	WTO、ゼロイング履行確認パネルの設置
	5月	WBA(World Bearing Association)が「Bearing is Ecological」を発行
	6月	「模倣品・海賊版対策に係る経済産業大臣と産業界との懇談会」(第2回)
	6月	WBA(World Bearing Association)第2回環境問題アドホック委員会開催
	7月	WBA(World Bearing Association)首脳電話会議開催
	9月	日本政府は、米国バード修正条項に対する対抗措置、1年間延長
	9月	WBA(World Bearing Association)第2回偽造品問題アドホック委員会開催
	9月	第3回WBA(World Bearing Association)シカゴ総会開催

平成21年 (2009年)	10月	(社)日本ベアリング工業会、不正商品対策第8次ミッションを中国に派遣し、南寧税関、昆明税関の職員に対するセミナーを開催(上海IPGと共催)
	11月	WBA(World Bearing Association)首脳電話会議開催
	11月	WBA(World Bearing Association)偽造問題対策委員会開催(名古屋)
	3月	(社)日本機械工業連合会、みずほ情報総研(株)が、「平成20年度ベアリング製造工程におけるCO2排出削減及び使用段階における省エネ効果把握に関する調査報告書」を発行
	4月	米国のゼロイング、WTOの履行パネル報告書が配布(日本の主張全面的に支持)
	5月	米国のゼロイング、米国はWTO履行パネル報告書を不服とし、上級委員会に上訴
	4月	WBA(World Bearing Association)首脳電話会議開催
	6月	WBA(World Bearing Association)偽造問題対策委員会開催
	6月	WBA(World Bearing Association)研磨スラッジリサイクル向上のためのワーキンググループ開催
	6~7月	第24回ISO/TC4本会議(沖縄)開催
	7月	WBA(World Bearing Association)首脳電話会議開催
	8月	米国のゼロイング、WTO上級委員会は履行確認パネルの判断を支持する報告を発表
	9月	日本政府は、米国バード修正条項に対する対抗措置、1年間延長
	9月	第4回WBA(World Bearing Association)東京総会開催
	12月	WBA(World Bearing Association)偽造問題対策委員会開催
	12月	WBA(World Bearing Association)偽造問題対策委員会 上海税関と会合
	12月	WBA(World Bearing Association)研磨スラッジリサイクル向上のためのワーキンググループ開催
12月	上海IPG(上海JETROが主宰・運営する偽造品対策の協議会)内にベアリング・ワーキング・グループを設置	